

株主各位

証券コード7979
平成29年6月5日
京都市東山区福稲上高松町11番地

株式会社 松風

代表取締役社長 根来紀行

第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松 風（本社 厚生館）

3. 目的事項 報告事項

1. 第145期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第145期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.shofu.co.jp/ir/contents/hp1330/index.php?No=913&CNo=1330>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、連結注記表及び個別注記表は、会計監査人及び監査役会が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページにおいて、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。
 - ◎本定時株主総会におきましては、当社役員は軽装（フールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申しあげます。株主のみなさまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、米国を中心に景気は概ね堅調に推移しましたが、英国のEU離脱問題による影響のほか、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念や米国新政権の政策動向の不確実性など、景気の先行きは不透明な状況が続きました。国内経済については、企業収益や雇用・所得環境に底堅さが見られるなど、総じて緩やかな回復基調をたどりました。

当歯科業界におきましては、デジタル化の進展により市場環境は大きく変化しており、世界規模で企業間競争が激化するなど、引き続き厳しい事業環境が続きました。

このような状況の中、当社グループは第二次中期経営計画の2年目を迎え、海外事業の拡大と国内事業の基盤強化をベースに、将来の成長に向けた施策を推進しました。海外市場において売上拡大を図るため、ブラジル・サンパウロに販売子会社を設立するとともに、インドにおいて販売子会社の設立に向けた手続きを進めるなど、成長市場での販売基盤の強化に向けた取組みを行いました。また、中国をはじめ今後拡大する海外需要に対して安定的に製品を供給するため、本社敷地内に新たにセラミック材料の製造工場を建設し、生産体制の強化を図るなど、積極的な事業活動を展開してまいりました。

しかしながら、当連結会計年度の売上高は、為替の円高による影響もあり、223億5百万円と前年同期比6億70百万円(2.9%)の減収となりました。

営業利益は、減収の影響や積極的な販売活動に伴う費用負担の増加により、13億82百万円と前年同期比1億86百万円(11.9%)の減益となりました。経常利益は、為替差損などの営業外費用が増加したため、11億41百万円と前年同期比2億52百万円(18.1%)の減益となりましたが、税金費用の減少により、親会社株主に帰属する当期純利益は、8億36百万円と前年同期比47百万円(6.0%)の増益となりました。

(デンタル関連事業)

国内におきましては、歯科接着用レジンセメント「ブロックHCセム」や歯科重合用光照射器「ペンブライト」を市場投入しました。これらの新製品に加え、当社の注力分野である化工品やCAD/CAM関連製品が売上に寄与しましたが、市場競争の激化により、人工歯をはじめ既存の主力製品の販売が計画に届かず、前年同期比減収となりました。

海外では、積極的な拡販戦略が功を奏し、北米や中国で売上が堅調に推移しましたが、為替の円高の影響により、前年同期比減収となりました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は、202億67百万円と前年同期比7億32百万円(3.5%)の減収となり、営業利益は13億80百万円と前年同期比1億34百万円(8.9%)の減益となりました。

(ネイル関連事業)

ネイル業界におきましては、市場は緩やかな拡大傾向を維持しているものの、ユーザーの低価格志向の高まりを背景に、業界全体で価格競争の様相を呈するなど、事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

国内では、ジェルネイル製品の新色カラージェルを市場投入するほか、全国各地で製品の優位性を訴求するセミナーを積極展開しましたが、主力製品の「L・E・D GEL Presto」が伸び悩み、売上は低調に推移しました。

海外では、積極的なプロモーション活動により、米国や台湾においてジェルネイル製品の認知度が高まったことから、売上は好調に推移いたしました。

これらの結果、ネイル関連事業の売上高は、19億44百万円と前年同期比50百万円(2.7%)の増収となりましたが、利益面は、販売費及び一般管理費の増加により、営業損失25百万円と前年同期比47百万円の減益となりました。

(その他の事業)

当社グループの株式会社松風プロダクツ京都において、歯科用研磨材の生産技術を応用し、工業用研磨材を製造販売しております。その他の事業の売上高は、93百万円と前年同期比10百万円(12.8%)の増収となり、営業利益は22百万円とほぼ前年同期並みとなりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、8億75百万円であります。その主なものは、平成29年3月に竣工いたしましたセラミック材料の新工場取得費用1億6百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入により充当しました。

(4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第142期	第143期	第144期	第145期 (当期)
		平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
売 上 高(百万円)		18,258	19,688	22,975	22,305
経 常 利 益(百万円)		978	1,114	1,393	1,141
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		506	581	789	836
1株当たり当期純利益		31円77銭	36円45銭	49円43銭	52円61銭
総 資 産(百万円)		24,039	29,442	28,305	28,853
純 資 産(百万円)		19,747	21,781	21,500	22,296

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第142期	第143期	第144期	第145期 (当期)
		平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
売 上 高(百万円)		14,006	15,127	15,507	14,999
経 常 利 益(百万円)		659	855	2,028	746
当 期 純 利 益(百万円)		467	583	1,744	497
1株当たり当期純利益		29円33銭	36円60銭	109円21銭	31円28銭
総 資 産(百万円)		19,767	24,715	24,451	24,846
純 資 産(百万円)		16,467	18,016	19,194	19,830

(6) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、米国の景気拡大や資源価格の持ち直しなどにより、世界経済全体は引き続き緩やかな成長が続くものと見込まれます。しかしながら、米国新政権の政策運営をはじめ、欧州の政治情勢、新興国経済の減速、地政学的リスクの高まりなど、経済に与える不安材料も多く、今後も先行き不透明な事業環境が継続することが予想されます。

歯科業界におきましては、国内市場は審美・予防ニーズの高まりなどのプラス要因はあるものの、市場の成熟化に伴って製品の差別化が難しくなり、技術競争及び価格競争は厳しさを増しております。一方、海外市場における歯科医療の需要は、欧米諸国の巨大市場の存在に加え、新興国で中間所得層人口の増加に伴う需要拡大の動きが見られるなど、今後ますます高まっていくものと考えております。

このような状況の中、当社グループは「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念のもと、2022年に迎える創立100周年に向けた長期ビジョンの実現のため、引き続き以下の7項目を重点課題に掲げて取り組んでまいります。

- ①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発・投入
- ②販売網の整備
- ③販売拠点の整備
- ④国内外学術ネットワークの構築
- ⑤生産拠点の再配置、海外生産の拡大
- ⑥海外人材育成・確保
- ⑦資金需要の拡大に対応するための資金調達

第二次中期経営計画の最終年度である2017年度は、これらの課題に対して着実な成果を上げるために、実行スピードを加速し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

具体的には、デンタル関連事業では、研究効率の向上に向けた取組みを推進し、開発期間の短縮を図るとともに、グローバルな需要に対応するため、グループ生産体制の強化を進めてまいります。国内においては、注力分野への重点的な販売活動を推進するほか、歯科医療従事者への情報提供活動を展開してまいります。また、海外においては、引き続き販売網を拡充するとともに、他社との提携等を強化し、海外における事業展開のスピードを高めてまいります。

ネイル関連事業におきましては、国内で新ブランドの展開や一般消費者向けジェルネイル製品の販路拡大を推進するとともに、今後も成長が期待されるアジア市場で営業活動の強化を図ってまいります。

その他の事業におきましては、当社グループの技術力を活用した製品開発を進めるほか、既存顧客への販売拡大と新規顧客の開拓を図り、売上の拡大に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループの事業は、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業別	主要製品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材類

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

当社	本社及び営業所	本社（京都市東山区）、東京支社（東京都文京区）、札幌営業所（札幌市中央区）、仙台営業所（仙台市青葉区）、名古屋営業所（名古屋市名東区）、大阪営業所（大阪府吹田市）、福岡営業所（福岡市博多区）
	工場	京都市東山区
子会社	国内	株式会社滋賀松風（滋賀県甲賀市）
		株式会社松風プロダクツ京都（京都府久世郡久御山町）
		松風バイオフィックス株式会社（東京都文京区）
		株式会社ネイルラボ（東京都渋谷区）
	海外	SHOFU Dental Corporation（アメリカ）
		SHOFU Dental GmbH（ドイツ）
		Advanced Healthcare Ltd.（イギリス）
		上海松風歯科材料有限公司（中国）
		松風歯科器材貿易(上海)有限公司（中国）
		SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.（シンガポール）
Merz Dental GmbH（ドイツ）		

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,103名	23名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
435名	5名増	42.91歳	17.48年

- (注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者（14名）を含んでおります。
 2. 上記の従業員数には、臨時従業員（104名）、当社からの出向者（18名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社 京都銀行	812百万円
株式会社 滋賀銀行	406百万円
株式会社 三井住友銀行	203百万円
三井住友信託銀行株式会社	203百万円
日本生命保険相互会社	100百万円

- (注) 当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	— 百万円
差引残高	2,000百万円

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corporation	84千米ドル	100.0%	歯科材料・機器の輸出入並びに販売
株式会社滋賀松風	152,000千円	100.0%	歯科材料の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	歯科材料・機器の輸出入並びに販売
Advanced Healthcare Ltd.	1,240千英ポンド	100.0%	歯科材料の研究開発並びに製造販売
株式会社松風プロダクツ京都	300,000千円	100.0%	歯科材料及び工業用材料の製造販売
上海松風歯科材料有限公司	350,000千円	100.0%	歯科材料の製造
松風歯科器材貿易(上海)有限公司	100,000千円	100.0%	歯科材料・機器の輸入並びに販売
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.	3,250千シンガポールドル	100.0%	歯科材料・機器の輸出入並びに販売
Merz Dental GmbH	3,100千ユーロ	100.0%	歯科材料・機器の製造販売
松風バイオフィックス株式会社	200,000千円	100.0%	歯科材料・機器の販売
株式会社ネイルラボ	250,000千円	100.0%	ネイルケア用品・機器の製造及び輸出入並びに販売

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
三井化学株式会社	1,800	11.33
株式会社京都銀行	712	4.48
日本生命保険相互会社	646	4.06
株式会社滋賀銀行	602	3.79
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	440	2.77
松風社員持株会	415	2.61
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	402	2.53
三井住友信託銀行株式会社	364	2.29
株式会社SCREENホールディングス	330	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	325	2.04

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。
 2. 当社は、自己株式を230千株保有しております。
 3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ①発行可能株式総数 64,000,000株
 ②発行済株式の総数 16,114,089株
 ③株主数 8,999名（前期末比737名増）
 ④株式の分割、株式無償割当て及び募集株式の発行等の状況
 該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的である 株式の種類 及び数	新株 予約権の 払込金額	行使時の 払込金額	行使期間
第1回新株予約権 (平成23年6月28日)	113個	普通株式 11,300株	1個あたり 67,000円	1株あたり 1円	平成23年7月15日 ～平成53年7月14日
第2回新株予約権 (平成24年6月27日)	163個	普通株式 16,300株	1個あたり 76,500円	1株あたり 1円	平成24年7月14日 ～平成54年7月13日
第3回新株予約権 (平成25年6月26日)	187個	普通株式 18,700株	1個あたり 79,900円	1株あたり 1円	平成25年7月18日 ～平成55年7月17日
第4回新株予約権 (平成26年6月26日)	229個	普通株式 22,900株	1個あたり 84,900円	1株あたり 1円	平成26年7月16日 ～平成56年7月15日
第5回新株予約権 (平成27年6月25日)	183個	普通株式 18,300株	1個あたり 121,500円	1株あたり 1円	平成27年7月15日 ～平成57年7月14日
第6回新株予約権 (平成28年6月28日)	164個	普通株式 16,400株	1個あたり 132,500円	1株あたり 1円	平成28年7月21日 ～平成58年7月20日

- (注) 1. 新株予約権者のうち、取締役（社外取締役を除く）については取締役の地位を、執行役員（取締役を兼務しない者）については執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとしております。

(2) 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記(1)の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	第1回新株予約権	77個	7,700株	2名
	第2回新株予約権	122個	12,200株	4名
	第3回新株予約権	128個	12,800株	5名
	第4回新株予約権	174個	17,400株	6名
	第5回新株予約権	124個	12,400株	6名
	第6回新株予約権	113個	11,300株	6名

(3) 当事業年度中に当社執行役員（取締役を兼務しない者）に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
執行役員	第6回新株予約権	51個	5,100株	9名

Ⅳ. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	根 来 紀 行		
代 表 取 締 役 専務執行役員	藤 島 巨	財務・人事・総務・ネイル事業担当	
取 締 役 専務執行役員	西 田 喜 直	営業・国際担当	
取 締 役 常務執行役員	近 持 貴 之	マーケティング担当	
取 締 役 常務執行役員	山 崎 文 孝	総合企画担当	
取 締 役 常務執行役員	出 口 幹 人	研究開発・技術・生産担当	
取 締 役	鈴 木 基 市		三井化学アグロ株式会社 相談役
取 締 役	西 田 憲 司		公認会計士
常 勤 監 査 役	南 部 敏 之		
常 勤 監 査 役	長 畑 喜代志		
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士 シーシーエス株式会社 取締役 監査等委員(社外)
監 査 役	神 本 満 男		公認会計士 エレコム株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 鈴木基市氏及び西田憲司氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 酒見康史氏及び神本満男氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 西田憲司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役 神本満男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役 鈴木基市氏及び西田憲司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は両氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。
 6. 監査役 酒見康史氏及び神本満男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は両氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。

7. 当期中の監査役の変動

- (1) 平成28年6月28日開催の第144回定時株主総会において、新たに長畑喜代志氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- (2) 平成28年6月28日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって、松村光常氏が任期満了により監査役を退任いたしました。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員（取締役を兼務しない者）は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上席執行役員	早 川 雄 一	ネイル事業部長
上席執行役員	岩 崎 聡	松風歯科器材貿易(上海)有限公司 董事長兼総経理
上席執行役員	中 嶋 義 和	株式会社松風プロダクツ京都 代表取締役社長
執 行 役 員	丹 正 義	営業部長
執 行 役 員	櫻 井 寿 紀	生産部長
執 行 役 員	寺 本 真 也	人事部長兼総務部長
執 行 役 員	村 上 和 彦	国際部長
執 行 役 員	高 見 哲 夫	営業部東京支社長
執 行 役 員	梅 田 隆 宏	財務部長

(2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	8人 (2人)	209,115千円 (18,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	5人 (2人)	44,328千円 (9,624千円)
合計 (うち社外役員)	13人 (4人)	253,443千円 (27,624千円)

- (注) 1. 報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員賞与のほか、株式報酬型ストック・オプションとして取締役6名に対して付与した新株予約権14,995千円を含めております。
2. 上記の人数には、平成28年6月28日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役	鈴木基市	三井化学アグロ株式会社	相談役	当社と三井化学アグロ株式会社の間には特別な関係はありません。
監査役	酒見康史	シーシーエス株式会社	取締役 監査等委員 (社外)	当社とシーシーエス株式会社の間には特別な関係はありません。
監査役	神本満男	エレコム株式会社	社外監査役	当社とエレコム株式会社の間には特別な関係はありません。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
鈴木基市	取締役会20回	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
西田憲司	取締役会20回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
酒見康史	取締役会20回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会15回	
神本満男	取締役会16回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会14回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は20回、監査役会の開催回数は15回であります。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
- なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、松風歯科器材貿易(上海)有限公司、SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.、Merz Dental GmbHにつきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の計算書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当するものを含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分に係る事項

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヵ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

Ⅵ. 株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社取締役会において決議した、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

当社は、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っている。また、企業が健全に存続し続けるためには、企業としての社会的責任を果たすことが不可欠であり、当社のように公共性の高い分野で事業を行う企業に対しては、そのことがより強く求められる。そこで、当社は企業としての社会的責任を果たすための取組みの一環として、コンプライアンスを重視した経営を推進することとし、以下のとおり内部統制システムを整備する。

①取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念を実践するために「松風グループ行動規範」を制定して、松風の役員（執行役員含む。以下同じ）及び社員として求められる規範を明示するとともに、社長執行役員を委員長とする倫理委員会を設置し、役員及び社員が法令・定款及び社内規程を遵守し、共通の倫理的価値観を持つための体制の構築及び運用・維持を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

さらに、コンプライアンスを重視した経営を担保するため、社長執行役員の直属組織として監査室を置き、監査室による内部監査と監査役監査の連携を図るなど、チェック体制の充実を図る。併せて社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、通報者が不利益な扱いを受けないことを明確に示すことによって、不祥事の早期発見に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」において、情報の性質に応じた保存年限や保存方法等を定め、適切に保存し管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

松風グループのコンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布等を行うことを通じて、担当する業務に関するリスクの早期把握に努め、リスク回避及びリスクの最小化のために必要な措置を講じ、関係部門と連携を図り対応を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定め、必要な対応をとる。

さらに、内部監査を通じて、リスクの発見やリスク対応措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図る。

④取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。

また、迅速な意思決定を行うことにより、効率的な職務執行を図るため、担当執行役員制度及び執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会及び担当執行役員の指導及び監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行する。

さらに、常務執行役員以上の執行役員及び役付取締役で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等重要事項の決定を行うとともに、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。

上記の職務執行にかかる意思決定については、「稟議規程」に基づき稟議により決定する。

⑤当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。これらを総合企画部が主管する。

また、「松風グループ行動規範」を当社及び国内外の子会社すべてに適用し、グループ全体のコンプライアンス体制強化を図る。

当社及び子会社各社は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

また、子会社各社についても当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施する。子会社各社は自社の業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。当該社員の人事考課については監査役会の同意を得て実施するものとする。当該社員を対象とする人事異動を行うにあたっては、監査役会の同意を得て行うものとする。

⑦取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役、執行役員又は社員に報告を求めることができる。監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いは受けないものとする。さらに、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行うほか、必要に応じ子会社の取締役、社員等から報告を受ける。また、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。

監査役会は、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うほか、監査室や会計監査人との緊密な連携を図る。

監査役は、その職務の執行に必要な費用等を会社に請求できるほか、必要に応じ、会社の費用で、外部専門家を任用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①コンプライアンスに対する取組みの状況

当社は「松風グループ行動規範」を制定し、松風の役員及び社員として求められる規範を明示するとともに、当社及び国内外のすべてのグループ会社に周知徹底を図っております。また、階層別のコンプライアンス教育の実施やコンプライアンスに関する情報を定期的に発信し、コンプライアンス意識の向上に注力するとともに、反社会的勢力との関係を一切遮断しております。その他、不祥事の早期発見及び是正を図るために、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、その運用状況を取締役に報告しております。

②情報の保存及び管理に対する取組みの状況

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、情報の性質に応じた保存年限や保存方法等を定め、適切に保存・管理しております。

③損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社は、コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に関する規程、ガイドラインを制定するほか、コンプライアンス及び情報セキュリティ等をテーマにした教育研修を実施し、リスク回避やリスクの最小化に努めております。また、監査室による内部監査を行い、社長執行役員に結果を報告するとともに、リスクの発見やリスク対抗措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図っております。

④職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当期における取締役会は20回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行い、活発な意見交換がなされております。当社は、効率的な職務執行を図るため、担当執行役員制度及び執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会及び担当執行役員の指導及び監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行しております。また、常務執行役員以上の執行役員及び役付取締役で構成する常務会では、取締役会への付議事項の審査、並びに取締役会から委嘱を受けた事項その他経営に関する戦略的事項等、特に重要な事項を審査・決定しております。

⑤当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社は、関係会社管理規程に基づき、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理等を行いながら企業集団としての業務の適正を図っております。また、国内外の子会社の役職員に対しても「松風グループ行動規範」の周知徹底を図り、グループ全体のコンプライアンス体制を強化しております。その他、子会社に対して、当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施しております。

⑥監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会及びその他の重要会議への出席、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認等を通じて、取締役の職務執行の監査等を行っております。また、監査室や会計監査人と緊密な連携を図るとともに、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を行っております。

Ⅶ. 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、創立100周年を迎える2022年の“あるべき姿”を見据え、その実現に向けて、欧米を中心とした先進国市場や、経済成長に伴う生活水準の向上が期待される新興国市場の需要を取り込むべく、経営資源を海外へシフトし、海外事業の拡大を軸に取り組みでまいります。具体的な取組みとしては、「中期経営計画」を策定し、① 地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発、② 生産拠点の再配置、海外生産の拡大、③ 販売網・販売拠点の整備及び構築、④ 海外展開を積極的に進めるための人材育成、確保といった施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、機動性を確保することを目的として、平成23年6月の株主総会において取締役の員数を大幅に削減するとともに、業務執行に関する意思決定のスピードを速めるため、執行役員制度を導入しております。取締役8名

のうち2名は独立社外取締役であります。当社は、独立社外取締役がその知見に基づき助言を行うこと、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行うこと、利益相反に関する監督を行うこと、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることが、独立社外取締役の主たる役割の一つと考えております。さらに、当社は、社外役員の独立性を確保するために、当社独自の社外役員の独立性基準を定めております。

なお、当社は、取締役及び監査役の、就任時及び就任後に必要とされる知識、情報を提供するため、外部研修等の活用を含め、適宜役員研修を実施しております。

このような体制整備のほか、当社では情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必

要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があります。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成28年6月28日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であって

も、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する平成28年5月13日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2)に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

Ⅷ. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値（株主価値）の増大と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実にも配慮していく考えであります。

連結業績に応じた利益配分の指標としましては、連結配当性向を30%以上とすることを目標として、中間配当及び期末配当の年2回配当を通じて、安定した配分を続けてまいります。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、平成29年5月12日開催の取締役会決議により、当年度末日（平成29年3月31日）を基準日とする配当金を1株当たり12円（普通配当10円及び創立95周年記念配当2円）とさせていただきます。なお、平成28年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり20円となっております。

今後も、これまでの配当政策を継続しつつ、将来の投資計画並びに事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

Ⅸ. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,997	買掛金	612
受取手形及び売掛金	3,138	1年内返済予定の長期借入金	505
有価証券	5	未払法人税等	312
商品及び製品	3,666	役員賞与引当金	30
仕掛品	882	その他	1,753
原材料及び貯蔵品	817	流動負債合計	3,215
繰延税金資産	484	固定負債	
その他	386	長期借入金	1,225
貸倒引当金	△93	繰延税金負債	1,236
流動資産合計	14,286	退職給付に係る負債	198
固定資産		その他	682
有形固定資産		固定負債合計	3,341
建物及び構築物	3,179	負債合計	6,556
機械装置及び運搬具	842	(純資産の部)	
土地	1,933	株主資本	
建設仮勘定	46	資本金	4,474
その他	681	資本剰余金	4,576
有形固定資産合計	6,682	利益剰余金	11,150
無形固定資産		自己株式	△252
のれん	558	株主資本合計	19,949
その他	980	その他の包括利益累計額	
無形固定資産合計	1,538	その他有価証券評価差額金	2,318
投資その他の資産		為替換算調整勘定	△176
投資有価証券	5,304	退職給付に係る調整累計額	93
繰延税金資産	21	その他の包括利益累計額合計	2,235
退職給付に係る資産	710	新株予約権	92
その他	317	非支配株主持分	18
貸倒引当金	△8	純資産合計	22,296
投資その他の資産合計	6,345	負債純資産合計	28,853
固定資産合計	14,566		
資産合計	28,853		

連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,305
売 上 原 価		9,357
売 上 総 利 益		12,947
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,564
営 業 利 益		1,382
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	74	
受 取 費 の 収 入	118	
そ の 他	112	312
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
支 社 主 催 割 当 費	162	
当 社 主 催 会 費	162	
為 替 差 損	153	
そ の 他	61	554
経 常 利 益		1,141
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,141
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	352	
法 人 税 等 調 整 額	△53	299
当 期 純 利 益		841
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		836

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
平成28年4月1日残高	4,474	4,576	10,600	△122	19,530
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△286		△286
親会社株主に帰属する当期純利益			836		836
自己株式の取得				△133	△133
自己株式の処分			△0	3	2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	549	△130	419
平成29年3月31日残高	4,474	4,576	11,150	△252	19,949

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その 他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計			
平成28年4月1日残高	1,781	137	△34	1,884	73	11	21,500
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△286
親会社株主に帰属する当期純利益							836
自己株式の取得							△133
自己株式の処分							2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	536	△313	128	351	19	6	376
当 期 変 動 額 合 計	536	△313	128	351	19	6	796
平成29年3月31日残高	2,318	△176	93	2,235	92	18	22,296

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	2,192	買掛金	572
受取手形	227	1年内返済予定の長期借入金	500
売掛金	2,394	リース負債	7
商品及び製品	1,925	未払金	259
仕掛品	516	未払費用	615
材料及び貯蔵品	523	未払法人税等	167
前払費用	101	預り金	27
繰延税金資産	270	役員賞与引当金	30
その他の流動資産	204	その他の流動負債	152
流動資産合計	8,273	流動負債合計	2,333
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	1,225
建物	1,620	リース負債	7
構築物	73	預り金	328
機械・装置	457	長期未払金	243
車両運搬具	0	繰延税金負債	879
工具器具備品	292	固定負債合計	2,682
土地	1,614	負債合計	5,015
リース資産	7	(純資産の部)	
建設仮勘定	14	株主資本	4,474
有形固定資産合計	4,081	資本剰余金	4,576
無形固定資産		資本剰余金合計	4,576
ソフトウェア	96	利益剰余金	1,118
リース資産	6	利益剰余金	1,118
その他の無形固定資産	6	利益剰余金	260
無形固定資産合計	108	利益剰余金	9
投資その他の資産		利益剰余金	740
投資有価証券	5,268	利益剰余金	6,492
関係会社長期貸付金	5,569	利益剰余金	8,620
従業員長期貸付金	807	自己株主資本	△252
差入保証金	12	株主資本合計	17,419
役員退職積立金	46	評価・換算差額等	2,318
前払金の費用	89	その他の有価証券評価差額金	2,318
その他の投資資金	587	評価・換算差額等合計	2,318
その他の引当金	10	新株予約権	92
貸倒引当金	△7		
投資その他の資産合計	12,383	純資産合計	19,830
固定資産合計	16,573	負債純資産合計	24,846
資産合計	24,846		

損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	14,999
売上原価	8,027
売上総利益	6,971
販売費及び一般管理費	6,537
営業利益	434
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	478
受取費用	112
受取技術料	117
その他	133
	847
営業外費用	
支払上利息	12
当社主催会費	162
為替差	153
その他	129
経常利益	77
	534
特別損失	
関係会社株式評価損	149
税引前当期純利益	149
法人税、住民税及び事業税	125
法人税等調整額	△25
当期純利益	100
	497

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				
				配当 準備金	固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
平成28年4月1日残高	4,474	4,576	1,118	260	10	740	6,281	8,410
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		0	—
剰余金の配当							△286	△286
当期純利益							497	497
自己株式の取得								
自己株式の処分							△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△0	—	210	210
平成29年3月31日残高	4,474	4,576	1,118	260	9	740	6,492	8,620

	株主資本		評価・換算 差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成28年4月1日残高	△122	17,339	1,781	1,781	73	19,194
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△286				△286
当期純利益		497				497
自己株式の取得	△133	△133				△133
自己株式の処分	3	2				2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			536	536	19	555
当期変動額合計	△130	80	536	536	19	635
平成29年3月31日残高	△252	17,419	2,318	2,318	92	19,830

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社松風

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅原 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 芳宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松風の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社松風

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松風の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査実施計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 南 部 敏 之 ㊟

常勤監査役 長 畑 喜 代 志 ㊟

社外監査役 酒 見 康 史 ㊟

社外監査役 神 本 満 男 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役 根來紀行、藤島 亘、西田喜直、近持貴之、山崎文孝、出口幹人、鈴木基市及び西田憲司の8氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、8名の取締役の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ねごろ のりゆき 根來 紀行 (昭和31年3月9日生)	昭和56年3月 当社入社 平成15年6月 取締役研究開発部長 平成19年7月 常務取締役研究開発部長 平成20年6月 常務取締役研究開発・技術・生産担当兼研究開発部長 平成21年4月 常務取締役研究開発・技術・生産担当 平成21年6月 取締役社長（代表取締役） 平成27年6月 代表取締役社長 社長執行役員（現在） <候補者とした理由> 根來紀行氏は、当社入社以来、研究開発部門に所属し、様々な新製品の開発に関与するほか、研究開発・技術・生産担当役員として実績を重ねてまいりました。社長（代表取締役）就任後は創立100周年の“あるべき姿”を打ち出し、その実現のためにリーダーシップを発揮しております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。	52,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ふじしま わたる 藤島 亘 (昭和29年8月26日生)	<p>平成21年3月 当社入社 平成21年4月 財務部長 平成23年6月 執行役員財務部長 平成24年6月 常務取締役財務・人事・総務・総合企画担当 平成25年6月 常務取締役財務・人事・総務・ネイル事業担当 平成26年6月 専務取締役（代表取締役） 財務・人事・総務・ネイル事業担当 平成26年12月 専務取締役（代表取締役） 財務・人事・総務・ネイル事業担当兼 財務部長兼ネイル事業部長 平成27年4月 専務取締役（代表取締役） 財務・人事・総務・ネイル事業担当兼 ネイル事業部長 平成27年6月 代表取締役 専務執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業担当兼 ネイル事業部長 平成28年4月 代表取締役 専務執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業担当（現在）</p> <p><候補者とした理由> 藤島亘氏は、当社入社以来、管理部門の担当役員を務めるほか、ネイル事業の担当役員として実績を重ねてまいりました。また、近年は代表取締役としての重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。</p>	24,100株
3	ちかもち たかし 近持 貴之 (昭和30年9月11日生)	<p>昭和56年3月 当社入社 平成19年6月 取締役東京支社長 平成21年10月 取締役営業部長 平成23年6月 上席執行役員営業部長 平成24年6月 取締役マーケティング担当 平成27年6月 取締役常務執行役員マーケティング担当（現在）</p> <p><候補者とした理由> 近持貴之氏は、当社入社以来、営業部門に所属し、現在はマーケティング担当役員として、重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。</p>	29,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	やまざき ふみたか 山崎 文孝 (昭和36年5月27日生)	昭和56年3月 当社入社 平成20年4月 総合企画部長 平成23年6月 執行役員総合企画部長 平成25年6月 取締役総合企画担当 平成27年6月 取締役常務執行役員総合企画担当（現在） <候補者とした理由> 山崎文孝氏は、当社入社以来、管理部門・総合企画部門に所属し、現在は総合企画担当役員として重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。	18,700株
5	でぐち みきと 出口 幹人 (昭和30年9月19日生)	昭和57年3月 当社入社 平成21年4月 研究開発部長 平成23年6月 執行役員研究開発部長 平成25年4月 執行役員技術部長 平成25年6月 執行役員技術部長兼ネイル事業部担当部長 平成26年6月 取締役研究開発・技術・生産担当 平成27年6月 取締役常務執行役員研究開発・技術・生産担当（現在） <候補者とした理由> 出口幹人氏は、当社入社以来、研究開発部門に所属し、技術部門を経て、現在は研究開発・技術・生産担当の役員として重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。	16,400株
6	※ むらかみ かずひこ 村上 和彦 (昭和33年4月26日生)	昭和56年3月 当社入社 平成23年4月 国際部長 平成27年6月 執行役員国際部長（現在） <候補者とした理由> 村上和彦氏は、当社入社以来、財務部門を経て海外営業部門に所属し、海外事業を当社の業績の柱に育て上げる重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。	11,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	すずき きいち 鈴木 基市 (昭和24年5月23日生)	<p>昭和48年 4月 三井東圧化学株式会社入社 平成15年 6月 三井化学株式会社執行役員 平成19年 4月 三井化学株式会社常務執行役員 平成19年 6月 三井化学株式会社常務取締役 平成21年 6月 三井化学株式会社専務取締役 平成24年 4月 三井化学株式会社取締役専務執行役員 平成25年 4月 三井化学アグロ株式会社代表取締役会長 平成27年 4月 三井化学アグロ株式会社相談役（現在） 平成27年 6月 当社取締役（現在）</p> <p><社外取締役候補者とした理由> 鈴木基市氏は、社外取締役候補者であります。 鈴木基市氏は、経営者としての豊富な経験を有しておられることから、その経験に基づく幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断しております。 鈴木基市氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役2年であります。</p>	7,400株
8	にしだ けんじ 西田 憲司 (昭和22年5月5日生)	<p>昭和47年 7月 監査法人中央会計事務所入所 昭和50年12月 公認会計士登録 昭和57年 5月 西田憲司公認会計士事務所開設（現在） 平成13年 6月 当社監査役 平成27年 6月 当社取締役（現在）</p> <p><社外取締役候補者とした理由> 西田憲司氏は、社外取締役候補者であります。 西田憲司氏は、公認会計士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 西田憲司氏の当社社外役員就任期間は、社外監査役14年、社外取締役2年であります。</p>	15,900株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。
3. 当社は鈴木基市氏及び西田憲司氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定です。
鈴木基市氏及び西田憲司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。当社は鈴木基市氏及び西田憲司氏を当社の独立役員として同取引所に届け出しています。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小原正敏氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

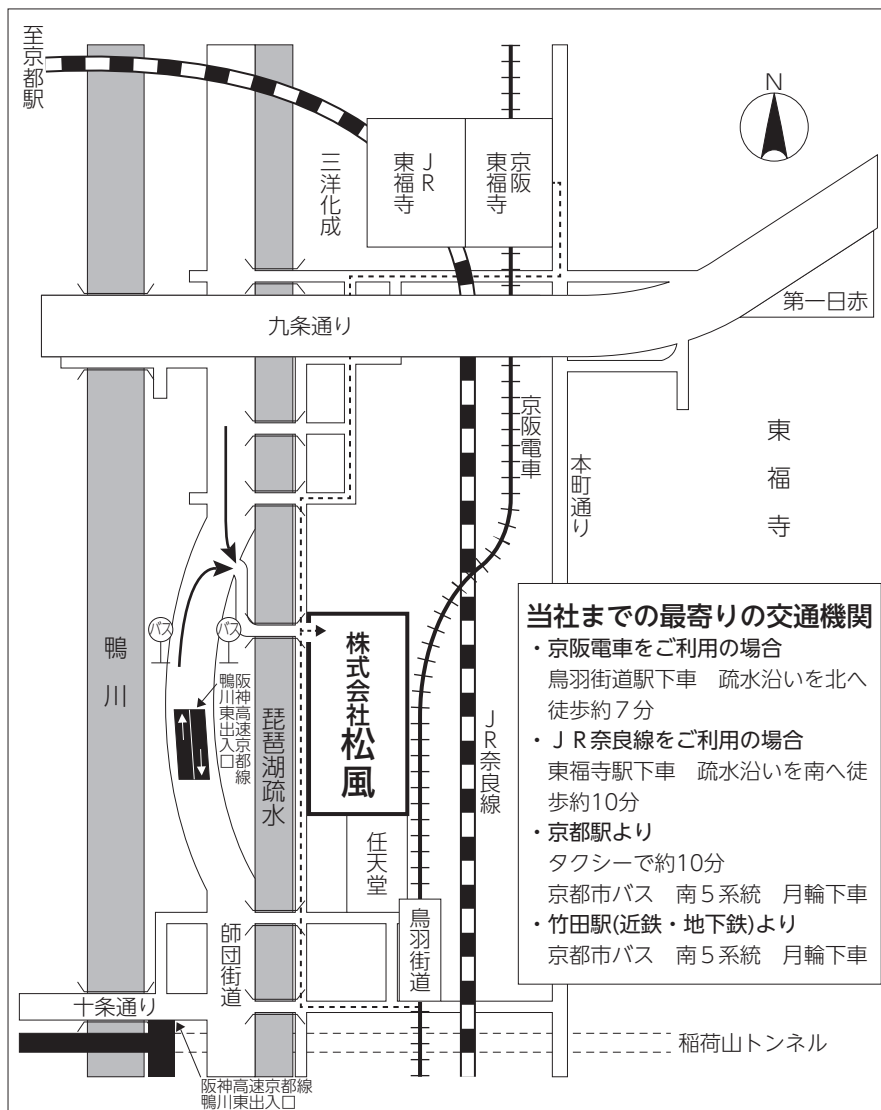
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
おはら まさとし 小原 正敏 (昭和26年4月25日生)	昭和54年4月 弁護士登録 吉川綜合法律事務所 (現 きっかわ法律事務所) 入所 (現在) 昭和61年8月 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年4月 大阪市立大学法科大学院特任教授 (民事法担当) 平成22年4月 大阪市立大学法科大学院非常勤講師 平成29年4月 大阪弁護士会会長 (現在)	—

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 小原正敏氏は、補欠社外監査役候補者であります。小原正敏氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 小原正敏氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。

以 上

〈× ㄏ 欄〉

〈× ㄉ 欄〉



当社までの最寄りの交通機関

- ・京阪電車をご利用の場合
鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ徒歩約7分
- ・JR奈良線をご利用の場合
東福寺駅下車 疏水沿いを南へ徒歩約10分
- ・京都駅より
タクシーで約10分
京都市バス 南5系統 月輪下車
- ・竹田駅(近鉄・地下鉄)より
京都市バス 南5系統 月輪下車

駐車スペースに限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。